特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊佐市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊佐市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	母子保健に関する事務					
②事務の概要	母子保健法の規定に基づき、母子手帳の交付、新生児の訪問指導や健康診査、好産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する事務を行う。 〈特定個人情報ファイル使用事務の内容〉 ①保健指導 ②好産婦・新生児・未熟児の訪問指導					
③システムの名称	地域健康支援システム(健康かるて) 中間サーバー MICJET番号連携サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	名					
・母子保健情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法別表70の項					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 来号は第10条第8号に其づく主務劣会第2条の表05,06の頂					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	こども課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	こども課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	こども課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	7年5月31日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年5月31日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書 施機関については、それ] れぞれ重点項目評	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 「価書又は全項目評価書において、」	及び全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	ウシステムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	న]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	ა	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	〇]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Ι	1	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネッ	ットワークシステム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分であ	გ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	გ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	ა	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			

7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>					
判断の根拠	和14戦の少な対1/10としての7月11年来を支利してい 、 。					
9. 監査						
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査					
10. 従業者に対する教育・						
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>					
11. 最も優先度が高いと	きえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 (選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策					
	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢>					
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] 2) 十分である 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	アクセスが可能な職員は、限定しており、アクセス可能な職員を定期的にデータ管理することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	システムの名称	・地域健康支援システム(健康かるて) ・中間サーバー	・地域健康支援システム(健康かるて) ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
平成29年4月1日	所属長	こども課長 大山 勝徳	こども課長 堀之内 博行	事後	
平成29年4月1日	対象人数 いつの時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	取扱多数 いつの時占の計	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長 の役職	こども課長 堀之内 博行	課長	事後	記載事項修正
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策		新様式への変更(Ⅳリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和2年1月31日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	③乳幼児健康診査	③健康診査の実施及び勧奨 ⑦母子健康包括支援センターが行う事業の実施	事前	令和2年7月から母子保健情報連携が開始になるため
令和2年1月31日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠)に変更後の記載の内容を追加 (別表第二における情報照会の根拠)に変更後の記載の内容を追加	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法によの企成事を直に関する情報」が含まれる項(69の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、大好産婦の訪問指導、大好産場の訪問指導、大好産場の訪問指導、大大野となるもの(69の2の項)	事前	令和2年7月から母子保健情報連携が開始になるため
令和2年1月31日	数か	平成29年4月1日時点	令和2年1月31日時点	事前	
令和2年1月31日	取扱者数 いつの時点の計 数か	平成29年4月1日時点	令和2年1月31日時点	事前	
令和2年5月29日	全体				評価の再実施
令和3年6月25日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修
令和7年8月29日	Ⅰ-3 法令上の根拠	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)第	番号法別表70の項	事後	
令和7年8月29日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条	事後	
令和7年8月29日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和2年5月29日時点	令和7年5月31日時点	事後	
令和7年8月29日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和2年5月29日時点	令和7年5月31日時点	事後	
令和7年8月29日	Ⅳ リスク対策		2項目の追加 8.人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	